

海外出張報告書

平成26年4月25日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

東京高等裁判所判事

(前岐阜地方裁判所判事) 鈴木正弘

大阪地方裁判所判事 柴田憲史

この度、シンガポール共和国で開催された第26回ローエイシア大会参加のため、海外出張をいたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

第1 出張の概要

1 出張先及び目的

(1) 出張先

シンガポール共和国

(2) 目的

第26回ローエイシア大会への出席

2 期間

平成25年10月27日(日)から同月30日(水)まで

3 日程

10月26日(土) 中部国際空港発、シンガポール着

10月27日(日)～30日(水)

第26回ローエイシア大会への出席

10月31日(木) シンガポール発、関西国際空港着

第2 第26回ローエイシア大会

1 ローエイシア (LAWASIA) について

ローエイシアは、アジア太平洋地域の法律家・法律家協会などが加盟する団体であり、1966年に設立され、事務局はブリズベン（オーストラリア）に

置かれている。ローエイシアの団体会員は30か国以上、個人会員は50か国以上にまたがる。

ローエイシアの設立趣旨は、相互の交流を通じて、各国の司法制度、法律制度、法学教育制度等が適切に整備・運用されるよう協力し合い、地域社会の発展と国際交流を深めることにある。

2 日程等

第26回ローエイシア大会のメインテーマは、” Beyond the Law, Beyond the Call of Duty, Beyond the Boundaries”（法を越えて、職務権限を越えて、国境を越えて）であり、10月27日（日）の歓迎レセプションにより開幕し、28日（月）に開会式典が行われた後、全体会及び分科会が開かれ、30日（水）の閉会式典により閉幕した。

会場となった Suntec International Convention & Exhibition Centre（サンテック国際会議・展示場）は、シンガポール市街地の中心部に位置し、大会議室、小会議室、多目的ホール（ティーブレークや昼食会場として使用された。）などが機能的に配置されており、快適な環境の下で、大会期間を過ごすことができた。

3 プログラムの内容等

(1) 1日目（28日（月））のプログラム

ア 開会式典

ローエイシア会長である Malathi Das による開会挨拶、Law Society of Singapore（シンガポール法律家協会）の会長である Loc Vi Ming, SC による歓迎挨拶に続き、The Honourable The Chief Justice Sundaresh Menon による基調講演が行われた。

イ 全体会

午前中は、” The Lawyer, the Law and Regulations - Is there a case for gate keeping?”（法律家、法、規則 - 法の番人となる根拠はあ

るか?) という弁護士の役割などに関するテーマで報告及びパネルディスカッションが行われた。

ウ 分科会

(ア) 午後からは、以下のとおり、ティーブレークを挟んで、前半・後半にそれぞれ3グループずつの分科会が行われた。

<前半>

【分科会1】” Independence and Diversity in the Boardroom: What Next?” (役員会の独立と多様化: 次は何か?)

【分科会2】” Alternative Dispute Resolution: New Dawn for Asia” (ADR: アジアにとっての新しい夜明け)

【分科会3】” Law Firm Management: Mergers, Joint Ventures and Staying Single” (法律事務所の経営: 合併か, 合弁か, 単独で留まるか)

<後半>

【分科会4】” Safeguarding Your M&A Deal from Cross-Cultural Currents” (異文化の潮流の中におけるM&Aの利益保護)

【分科会5】” Death Penalty: Time for Review?” (死刑: 再検討の時期か?)

【分科会6】” Saving the environment through sustainable cities” (環境にやさしい街づくりによる環境保全)

(イ) 当職らは、【分科会2】及び【分科会4】に参加した。

分科会においては、議長と3名ないし4名程度のスピーカーが登壇し、各スピーカーが報告等を行い、これについて参加者が質疑応答していくという方式で行われた。基本的には、各国からのスピーカーが自由に報告をするという形式であったため、各国の実情等を興味深く聴くことができた。

【分科会 2】においては、シンガポール、韓国及び日本の弁護士から、各国の ADR の実情等についての報告が行われるとともに、国境を越えた ADR の必要性が議論された。【分科会 4】においては、日本、スイス、韓国及びドイツの弁護士から、自らの手掛けた M & A 案件についての経験を中心に報告等が行われた。

(2) 2 日目 (2 9 日 (火)) のプログラム

ア 全体会

Minister for Foreign affairs and Law (外務・法務大臣) である Mr K Shanmugam による基調講演, " Is There Life After Practice?" (法律家の仕事の後に自身の生活はありますか?) という法律家としての生き方などに関するテーマで報告及びパネルディスカッションが行われた。

イ 分科会

(ア) 午後からは、以下のとおり、ティーブレークを挟んで、前半・後半にそれぞれ 2 グループずつの分科会が行われた。

<前半>

【分科会 7】" Forensic Investigation: When the lawyer needs another expert" (犯罪科学の調査: 法律家はどのような場面で他分野の専門家を必要とするか)

【分科会 8】" Family, Children and Succession: Blurring Boundaries in Personal Law" (家族, 子ども, 相続: 個人の法分野においてあいまいとなってきた国境)

<後半>

【分科会 9】" Pro Bono: Does the State have a stake?" (プロボノ活動: 国家は援助しているか?)

【分科会 10】" Corruption: Should the law be made extraterritorial and more?" (汚職: 国内法は治外法権やそれ以

上のものとなるべきか)

(イ) 当職らは、【分科会 8】及び【分科会 10】に参加した。

【分科会 8】においては、オーストラリア、日本、香港及び英国の弁護士から、各国の状況等についての報告が行われ、日本からは、ハーグ条約に関する情報提供も行われた。【分科会 10】においては、日本、シンガポール、スリランカ及びインドの弁護士から、各国の状況等についての報告が行われた（なお、日本の弁護士とは、日本ローエイシア友好協会会長である原田明夫元検事総長である。）。

ウ International Moot Competition (国際模擬弁論大会)

分科会と併行して、学生による模擬弁論大会の決勝戦が行われた。当職らは、【分科会 8】の終了後にこれを傍聴しようと考えていたが、模擬弁論大会が予定より早く終了してしまっていたため、傍聴することができなかった（その結果、【分科会 10】に参加することができた。）。

エ 懇親会

プログラム終了後、懇親会が開催された。

(3) 3 日目 (30 日 (水)) のプログラム

ア 全体会

Senior Advocate, Supreme Court of India である Fali S. Nariman により、"Reflections on the Universal Declaration of Human Rights-in its 65th Anniversary Year" (世界人権宣言を振り返って—65 周年を記念して) というテーマで講演が行われた。

イ 閉会式典

上記ローエイシア会長による閉会演説、国際模擬弁論大会の表彰式、次期ローエイシア会長の就任セレモニー（鈴木五十三弁護士（第二東京弁護士会、27 期）が就任した。）、来年のローエイシア大会の案内が行われ、第 26 回ローエイシア大会は閉会した。

第3 所感

今大会のメインテーマからも窺われるように、参加各国の法体系や法制度は異なるものの、法分野におけるアジア太平洋地域の連携強化の必要性を強く意識した報告や発表が行われていた。むしろ、連携はすでに始まっており、これをいかに強化していくかという視点が強かったように感じた。

多くの参加者は、本大会に毎回出席していることもあって、大会の雰囲気は大変和やかなものであった。特に、大多数の参加者は弁護士であるということもあって、裁判官として出席した当職らに対しては、多くの参加者から声を掛けられ、意見交換や情報交換をすることができた。また、日本からも多くの若手弁護士も参加しており、新たな弁護士業務領域がアジア太平洋地域に広がっているということを感じた。

また、プログラムの合間には、ティーブレイク（午前・午後に各1回）や昼食に十分な時間が充てられており、参加者らは、名刺交換するなどしながら、親交を深めることができるよう配慮されていた。

上記のとおり、次期ローエイシア会長は、日本の鈴木弁護士が選出されたことから、今後、ローエイシアにおいて、日本がリーダーシップをとりながら、情報発信や提案等が行われることなども予想される。鈴木弁護士からも、当職らに対し、引き続き、日本の裁判所との連携を大切にしたい旨のお話があった。引き続き、今後の動向を注視していく必要があると思われる。

短い期間ではあったが、アジア太平洋地域で活躍している法律家とともに意見交換等を行い、法分野に限らず、様々なテーマの話ができたことは、当職ら自身の見識も深めることとなり大変有意義であった。引き続き、アジア太平洋地域を含めたグローバルな視点も忘れることなく、この経験をこれからの執務にも活かしていきたい。

以 上

平成25年度短期外国出張者報告書簡

氏名 小 田 真 治	所属庁・官職 知的財産高等裁判所 判事	出張先 アメリカ合衆国
提出書面 平成25年4月10日付け報告書簡		
キーワード欄 ・ フォードム大学ロースクール主催第21回知的財産法及び政策に関する国際会議（フォードム大学知財関係国際会議）への出席		
・ 連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）Randall R. Rader 判事（所長）との面会		
・ Westerman Hattori Daniels & Adrian 法律事務所の 弁護士他との面会		
・ Ladas & Parry 法律事務所の 弁護士, 弁護士他との面会		
・ 米国連邦最高裁判所の施設見学		
・ Fish & Richardson 法律事務所の 弁護士との面会		

平成25年4月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

フォーダム大学ロースクール知財関係国際会議出席等のための出張報告

知的財産高等裁判所第1部

判事 小田 真 治

平成25年3月31日から同年4月7日までの8日間、アメリカ合衆国ニューヨーク所在のフォーダム大学ロースクールで開催された第21回知的財産法及び政策に関する国際会議（21th Annual Conference on Intellectual Property Law & Policy。以下「本件会議」という。）への出席及び司法事情研究の目的で、米国ニューヨーク及びワシントンDCに出張したので、その概要を以下のとおり報告する。

第1 本件会議への出席について

1 本件会議の概要について

本件会議は、フォーダム大学ロースクールが主催する大規模な知的財産権法等に関する国際会議であり、今年は第21回目を迎える。本件会議は、本年4月4日及び5日にフォーダム大学ロースクール及びその周辺施設を会場として行われ、世界約30か国から、知的財産関係の裁判官、政府関係者、弁護士、弁理士及び大学教授等が参加し、報告と討論を行った。スポンサー数は70以上の団体（企業、法律事務所など）に及ぶ。

我が国からは、報告者のほか、スピーカーないしパネリストとして片山英二弁護士、加藤志麻子弁理士、中屋裕一郎氏（特許庁国際課多国間政策室課長補佐）が参加し、数人の弁護士、弁理士、特許庁職員のほか、東京大学の玉井克哉教授も参加していた。

2 本件会議の具体的内容について

- (1) 本件会議のスケジュール及びセッションの題目等は、別紙1及び2のとおりであり、参加者全員が一堂に会して行われる全体会（Plenary Session）と、3ないし4のセッションが同時並行で行われる分科会（Concurrent Sessions）で構成される。

報告者は、全体会のうち、「Views From the Judiciary（裁判所からの

視点)」と題するセッション及び分科会「Smartphones : FRAND, Injunctions and Other Issues (スマートフォン: フランド, 差止その他)」とにスピーカー又はパネリストとして参加した。

- (2) 全体会(1日目の午前のみ)では、「Governmental Leaders in IP (知財分野の政府高官)」、「Views From the Judiciary (裁判所からの視点)」、「FTA Issues & Policy (FTA 問題)」、「General Counsel Roundtable (法務責任者集会)」と題するパネルディスカッションが行われた。

「Governmental Leaders in IP」では、米国特許商標庁(USPTO)の前長官であるデビッド・カポス氏、欧州共同体意匠商標庁(OHIM)の長官であるアントニオ・カンピノス氏等が参加し、それぞれの組織の課題や成果等についての議論が行われた。

「Views From the Judiciary」には報告者のほか、オーストラリアのアナベル・ベルネット判事、アイルランドのジャスティン・ピーター・チャールストン判事、ドイツのクラウス・グラビンスキー判事、英国のホフマン卿、米国連邦巡回区控訴裁判所のポリーン・ニューマン判事、同第2巡回区控訴裁判所のデニー・チン判事、オランダのライアン・カルデン判事、ロバート・ファン・パルゼム判事が参加して、議論が行われた。報告者は、わが国の訴訟の知財訴訟の審理期間や裁判官の専門性について説明をした。

「FTA Issues & Policy (FTA 問題)」では、TPPをはじめとする貿易協定が各国の知的財産法・政策に与える問題点について議論され、

「General Counsel Roundtable (法務責任者集会)」では、大手会社の法務担当取締役が集まり、知財分野での巨視的な問題点等を討論した。

- (3) 分科会は、概ね、特許法、商標法、不正競争防止法、著作権法の部門に分かれて討論等が行われ、報告者は特許関係のセッションを中心に参加した。分科会で行われた討論の内容は種々であるが、そのなかで、特に興味深いと思われた話題事項は次のようなものであった。

① 各国特許法の展開

主要国の特許法分野での近時の話題について発表された。その中でも、ドイツの近時の均等論と包袋禁反言に関連する近時の裁判例につ

いてのハインツ・ゴッダー教授の発表が興味深かった。均等論については、明細書に実施例として含まれているが、文言上クレームに含まれないものには均等の範囲が及ばないとの判示がされたとのことである。また、包袋禁反言については、審査過程でのできことが明細書に反映されている場合には、クレーム解釈にあたって考慮しうるとの判示がされたとのことである。後者について、ゴッダー教授は、出願時の明細書から変更があれば、ほぼすべての場合で出願過程を考慮し得る結果になるとの見解を示していた。

② 欧州特許及び統一裁判所

欧州統一特許裁判所での手続についての詳細な報告がされた。提案されている手続規則においては、第1審の口頭弁論は1年以内に終結されるようにしなければならないと定められていること、段階的な審理が予定されていること、証拠開示は限定的であること、証人尋問は限定的にのみ実施されること、口頭弁論は1日に限られることなどが定められているとの報告がされた。

③ 特許の評価と特許からの収益

知的財産権の売買市場を創設しようとする試みや、最新の特許権の評価方法についての実務、知財訴訟への出資のあり方などについての米国における最新の実情が報告された。我が国ではさほど議論されているのを聞かない分野でもあり大変興味深かった。

④ スマートフォン・フランド

スマートフォンに関連する問題のうち、特にフランド宣言・フランド料率の定め方についての議論がされた。報告者は、別紙3のスライドを用いて平成25年2月28日の東京地裁判決についてスピーカーとして報告した。そもそも標準必須特許による差止が認められるのか、フランド宣言をした場合にどのような影響があるのかについて、多様な考え方があることがわかり、大変参考になった。

⑤ 救済法

各国での差止や損害賠償について状況が説明された。その中でも、ドイツでの差止を裁量的にするべきかの議論が興味深かった。

3 所感

本件会議は、毎年、世界規模で知財関係の第一人者が集まり、それぞれの立場から自由に最新の論点を議論してきたものであり、聴取のレベルも参加者のレベルも極めて高い。このような場に日本の裁判官が出席することは、海外における知財分野の関心事項を知るとともに、我が国の裁判所の存在感を示し、その知財訴訟の現状や長所を紹介する絶好の機会であると考え。今回、報告者にとっても、著名な知財関係の法曹と直接意見交換をすることができ、また、我が国の制度を説明する機会を与えられ、大いに有意義であった。

もっとも、出席している関係者は、複数回参加している者が多く、裁判官も初参加は報告者のみであった。経験的にも、他の裁判官は我が国でいえば地裁部総括以上のランクにある裁判官ばかりで、報告者では役不足の感が免れなかったように感じた。

第2 司法事情研究について

1 Westerman Hattori Daniels & Adrian, LLP 訪問（4月1日）

WDHA 法律事務所は、ワシントンDCにあり、20数名の弁護士が在籍する弁護士事務所で、主として特許出願を中心に業務を行っている。WDHA 法律事務所の■■■■弁護士に面談し、米国特許出願の実務について事情を伺った。審査官毎に対応が異なることや、近年特許弁護士が審査官としてUSPTOに採用される例が増えていること、新法（American Invents Act 法）の元での実務がなかなか確定せず不透明感が強いことなどの実情の説明を受けた。また、当日■■■■弁護士が、当地に駐在中の日本人法務担当者を招いて開催したセミナーにも参加する機会を得た。セミナーは、近時のアップル対サムソン事件の動向について民事訴訟の観点からまとめる内容であり、最新の情報を入手するのに役に立った。

2 連邦最高裁判所見学（4月1日）

連邦最高裁判所では、口頭弁論が10月から4月にかけて、通常は午前中に開かれる。判決は6月ごろに集中して言い渡される。連邦最高裁判所が取り扱う事件の管轄は極めて限定されており、訴額による制限がある場合もある。

3 CAFC 訪問 (4月2日)

裁判所長ランドール・レイダー判事を表敬訪問するとともに、3件の口頭弁論を傍聴した。同日に、日本の特許庁からの訪問者があったこともあり、事前にクラークから事件の説明を受けた後に口頭弁論を傍聴したことから、事件の争点も理解することができ有意義な機会であった。レイダー判事からは、わが国の控訴審が事実審であることへの言及もあったため、近時の控訴審の口頭弁論が1回で終了することも多いことを説明したところ、興味深い様子でおられた。

4 Ladas & Parry, LLP 訪問 (4月3日)

Ladas&Parry 法律事務所は、知的財産権に特化した法律事務所であり、出願から訴訟まで広く手がけている。同事務所の [REDACTED] 弁護士と [REDACTED] 弁護士他と面談して、米国の特許出願・訴訟の実情について伺った。[REDACTED] 弁護士は、[REDACTED]、日本法の実情にも詳しく、充実した意見交換を行うことができた。

5 Fish & Richardson P.C.訪問

Fish&Richardson 法律事務所は米国でも最大手の特許事務所の一つであり、日本関連の案件も数多く手がけている。同事務所の [REDACTED] 弁護士他と面談した。[REDACTED] 弁護士は AIPLA の訪問団の一員として毎年のように知財高裁を訪れており、日本の知財訴訟と米国の知財訴訟の比較を含めて興味深い話を多く聞くことができた。

以上